

2. 物流の現況

〔1〕物流振興の概要

政府は、総合的かつ効率的な物流の推進を図るため、令和3年6月15日に「総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)」を閣議決定した。また、物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が令和6年4月から適用される一方、ドライバー不足により物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面し、我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、抜本的・総合的な対策をとりまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」を令和5年6月2日に策定。同年10月6日には緊急的に取り組むべき具体的な対応を盛り込んだ「物流革新緊急パッケージ」が策定された。

さらに、令和6年5月15日に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(以下「物流改正法」という。)」が公布され、物流効率化のための規制的措置が新設された。物流改正法により商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容を図ることで、物流の持続的成長を目指している。

なお、物流改正法により、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」は「物資の流通の効率化に関する法律(物流効率化法)」に名称変更された。

〔2〕物流効率化法

物資の流通の効率化に関する法律(物流効率化法)は、流通業務(輸送、保管、荷さばき及び流通加工)を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定や支援措置等を定めた法律である。

国土交通省では、昨今の物流分野における労働力不足や荷主や消費者ニーズの高度化・多様化による多頻度小口輸送の進展等に対応するため、同法に基づき、「2以上の者の連携」による流通業務の省力化及び物資の流通に伴う環境負荷の低減を図るための物流効率化の取組を支援している。

(1) モーダルシフト等推進事業

荷主企業及び物流事業者等、物流にかかる関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく計画の策定や事業の実施に要する経費の一部を補助する事業であり、物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進するため、物流総合効率化法の枠組みの下、トラック輸送から、よりCO2排出量の少ない大量輸送機関である鉄道・船舶輸送への転換等を荷主・物流事業者を中心とする多様・広範な関係者の連携のもとに推進する(グリーン物流の推進)。

また、省人化・自動化の取組を進めることで、物流DXを推進し、さらに物流効率化を加速させることとする。

(2) 特定流通業務施設の整備促進

認定を受けた計画に基づいて取得する物流施設(営業倉庫、トラックターミナル、上屋等)については、税制特例(別途要件あり)や都市計画法等による処分についての配慮等の支援措置が受けられる。

認定状況

全 国	～H31.3	～R2.3	～R3.3	～R4.3	～R5.3	～R6.3	～R7.3
輸送網の集約	27	45	32	41	37	30	38
輸配送の共同化	4	8	1	1	7	4	10
モーダルシフト	26	22	7	14	14	13	87
貨客混載	1	4	2	1	—	—	—
その他	1	5	1	2	2	—	7
九 州	～H31.3	～R2.3	～R3.3	～R4.3	～R5.3	～R6.3	～R7.3
輸送網の集約	2	2	3	1	1	3	3
輸配送の共同化	—	1	—	—	—	—	—
モーダルシフト	2	2	2	3	2	1	11
貨客混載	—	1	—	—	—	—	—
その他	1	1	—	—	—	—	—

資料: 国土交通省 国土交通省物流審議官部門 調べ

平成28年10月法改正後の認定数

その他: 業務の平準化、中継輸送、一貫輸送 等